

## **(仮称) 第 3 次霧島市男女共同参画計画素案**

令和 4 年 10 月時点

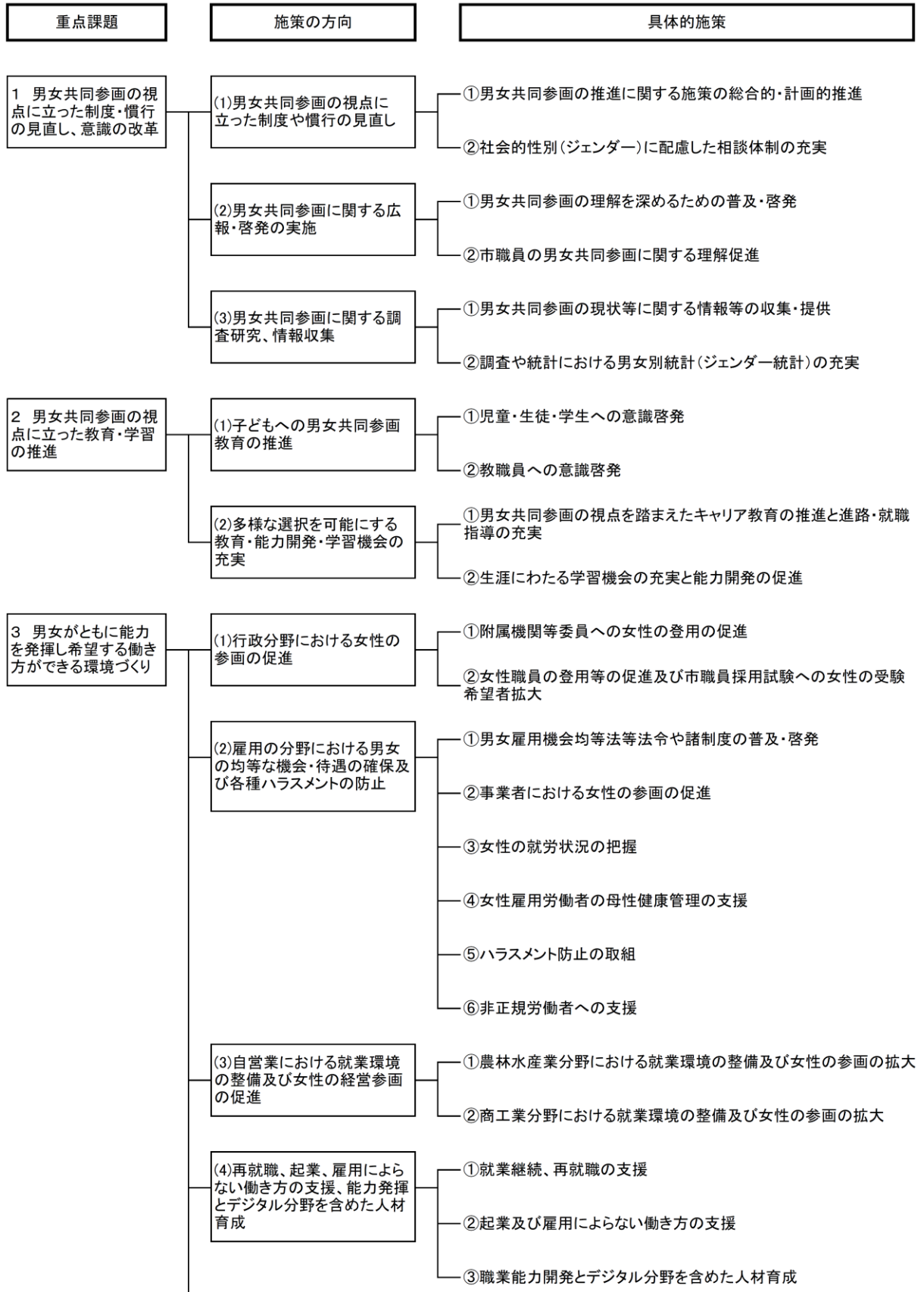
## 目 次

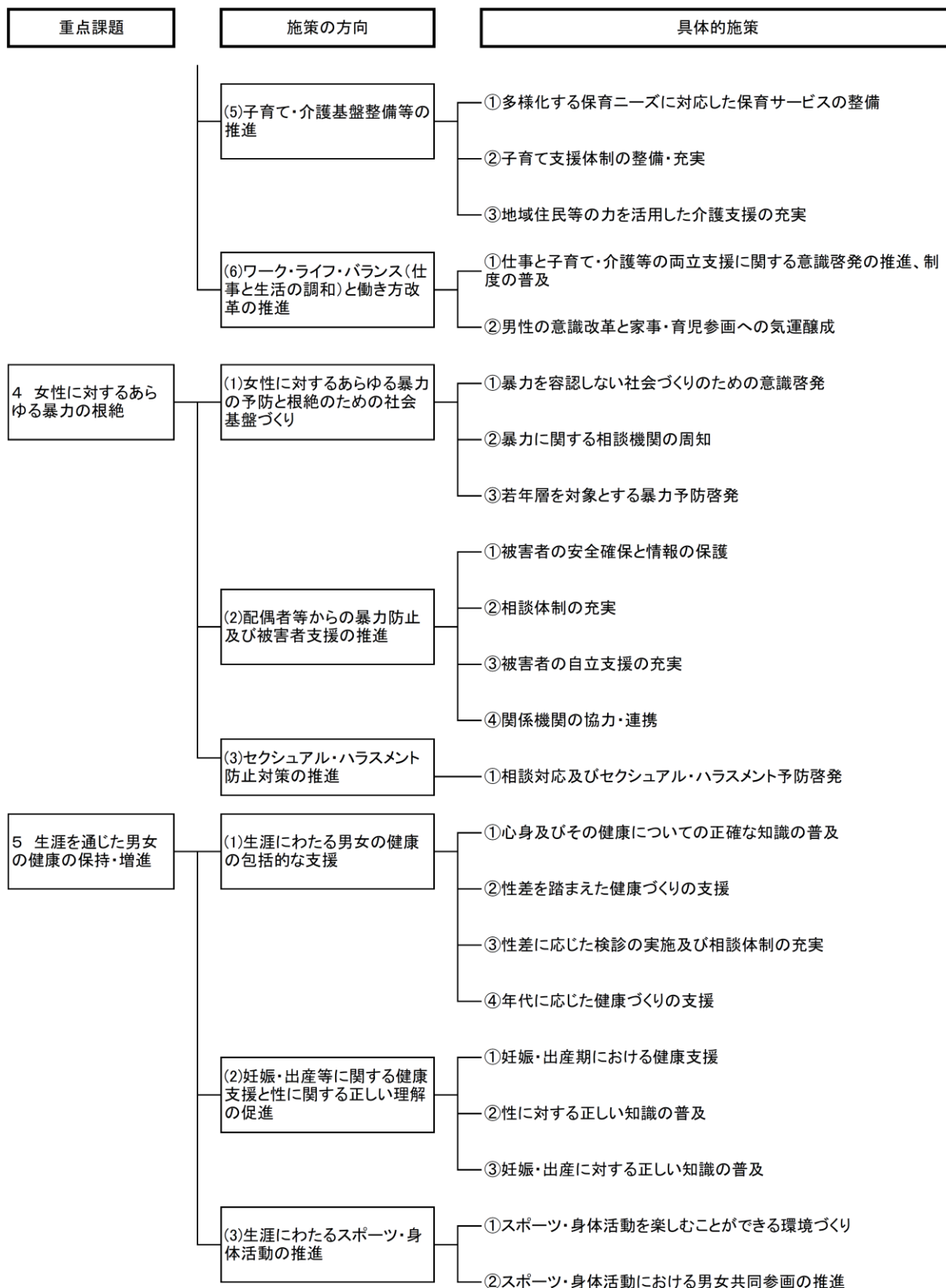
施 系	策 の 体	1
--------	-------------	---

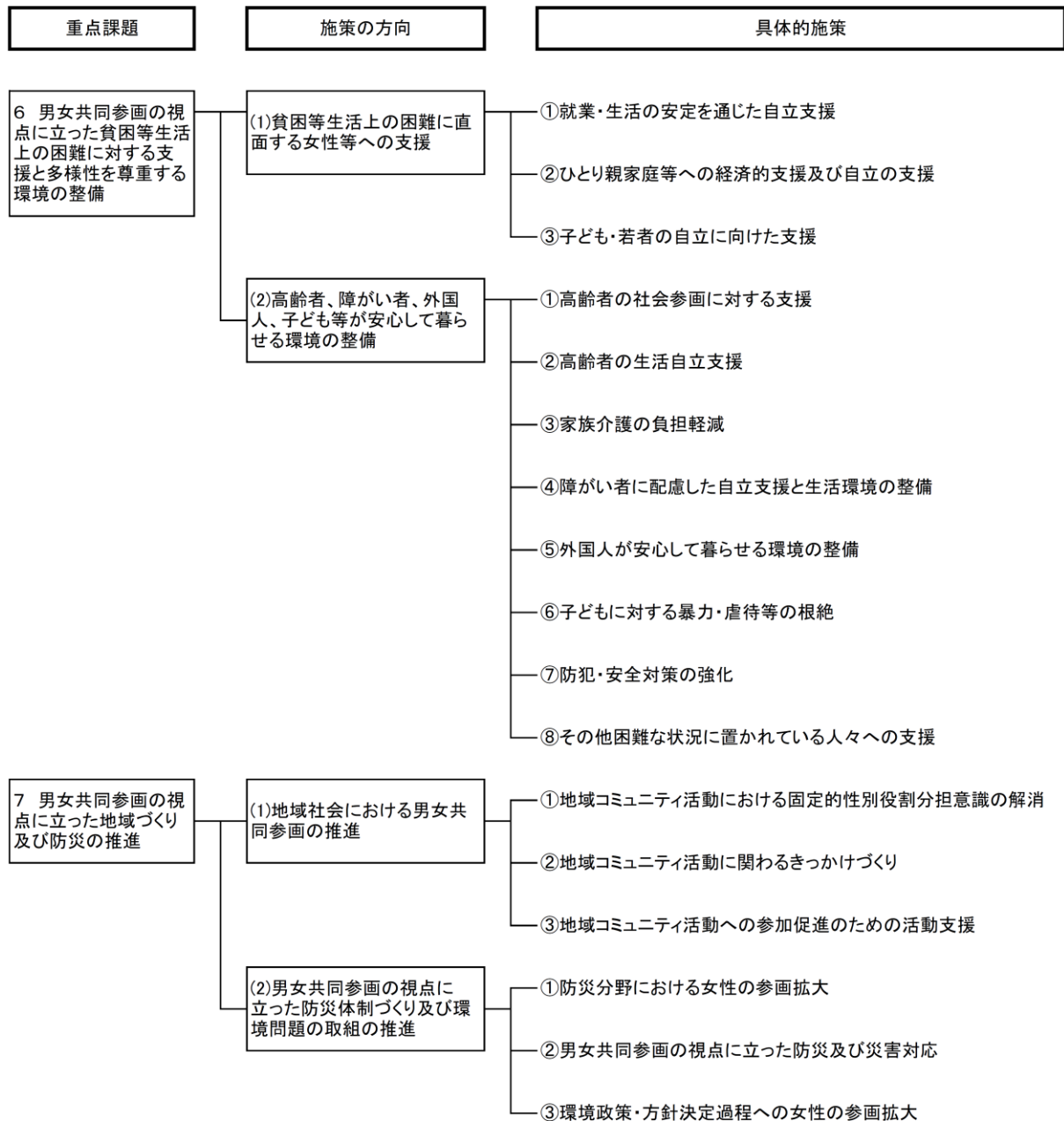
### 計画の内容

重点課題 1	男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革……………	4
重点課題 2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進……………	10
重点課題 3	男女がともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり……………	13
重点課題 4	女性に対するあらゆる暴力の根絶……………	24
重点課題 5	生涯を通じた男女の健康の保持・増進……………	29
重点課題 6	男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備……………	33
重点課題 7	男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進……………	38

## 施策の体系







## 計画の内容

### 重点課題1

男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革

#### 【現状と課題】

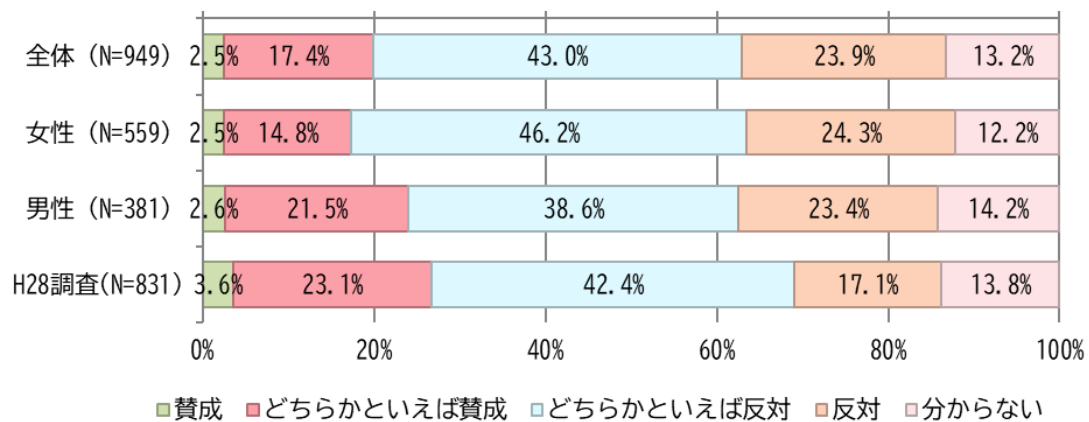
社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って作られたものではありませんが、中には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映して成り立っているものがあります。このような社会制度や慣行は、明示的に性別による区別を設けていなくても、個人の多様な生き方を制約し、男女共同参画社会の形成を妨げる要因となっている場合があります。

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で活動に参画する機会が確保されるためには、男女の社会的活動に及ぼす影響が中立的な制度や慣行を構築することが不可欠です。

令和3年度に実施した市民意識調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担の考え方について「反対」する人が「賛成」する人よりも多くなっている一方で、「社会的通念、慣習・しきたりの中で不平等な点がある」と感じている人が全体の7割を占めており、依然として男女の地位の平等感は低い状況です。また、「男女が平等になるために重要なこと」として、「女性/男性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念やしきたり、慣習の見直しが必要」と感じている人が全体の半数を超えています。

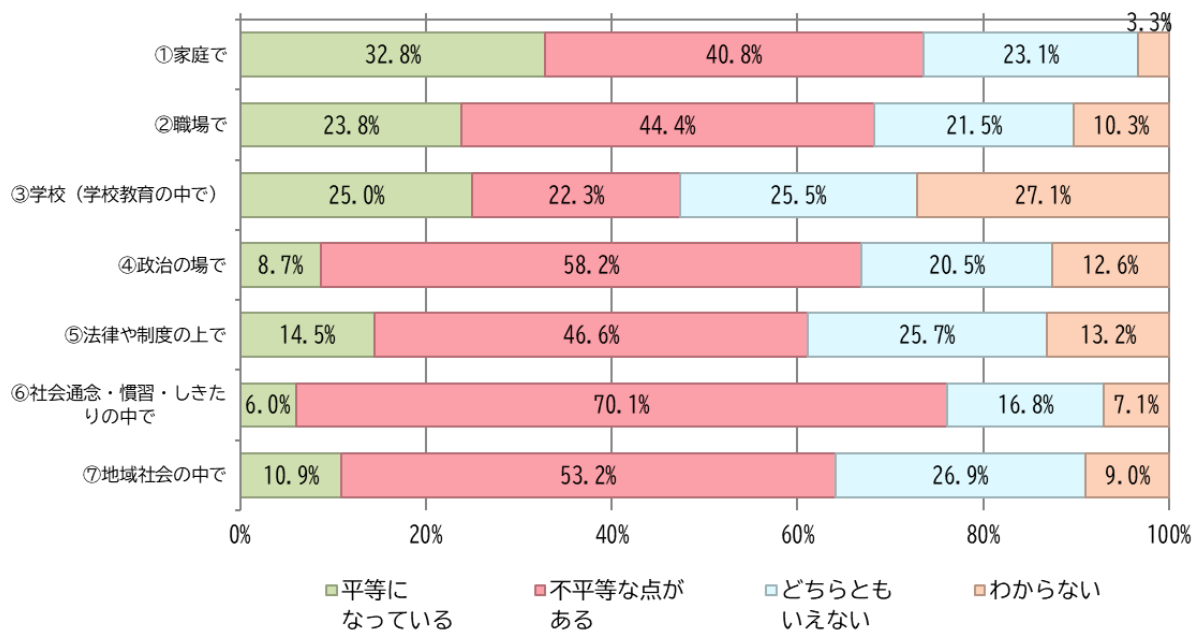
このようなことから、市のあらゆる施策や、家庭、職場、学校、地域等において、男女共同参画の視点から見直されるべき社会制度や慣行への気づきを更に広めるとともに、その気づきを制度・慣行の見直しに向けた市民の主体的な行動に繋がられるよう、男女共同参画の推進に関する積極的な広報・啓発活動を推進していく必要があります。

#### ◆ 「男性は仕事、女性は家庭」という性別によって固定的に役割を分ける考え方について



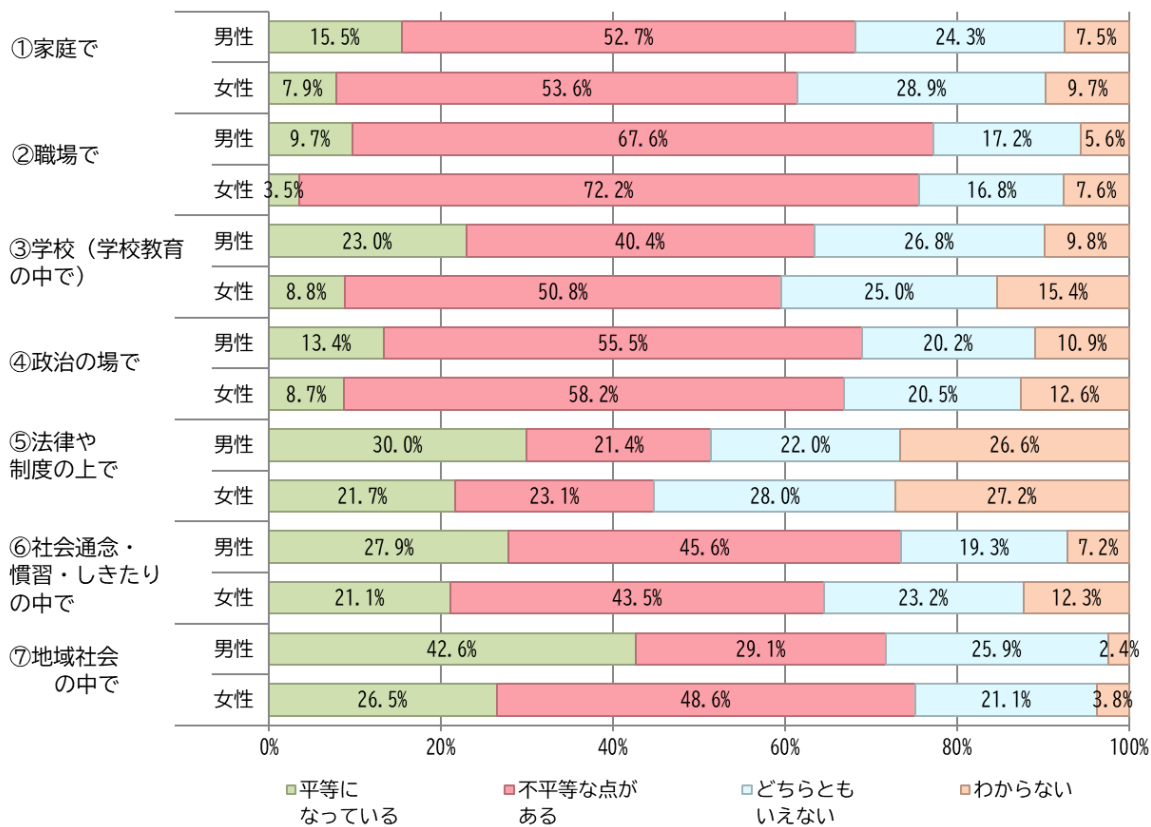
資料：令和3年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

◆様々な分野における男女の地位の平等意識（全体）（N=933）

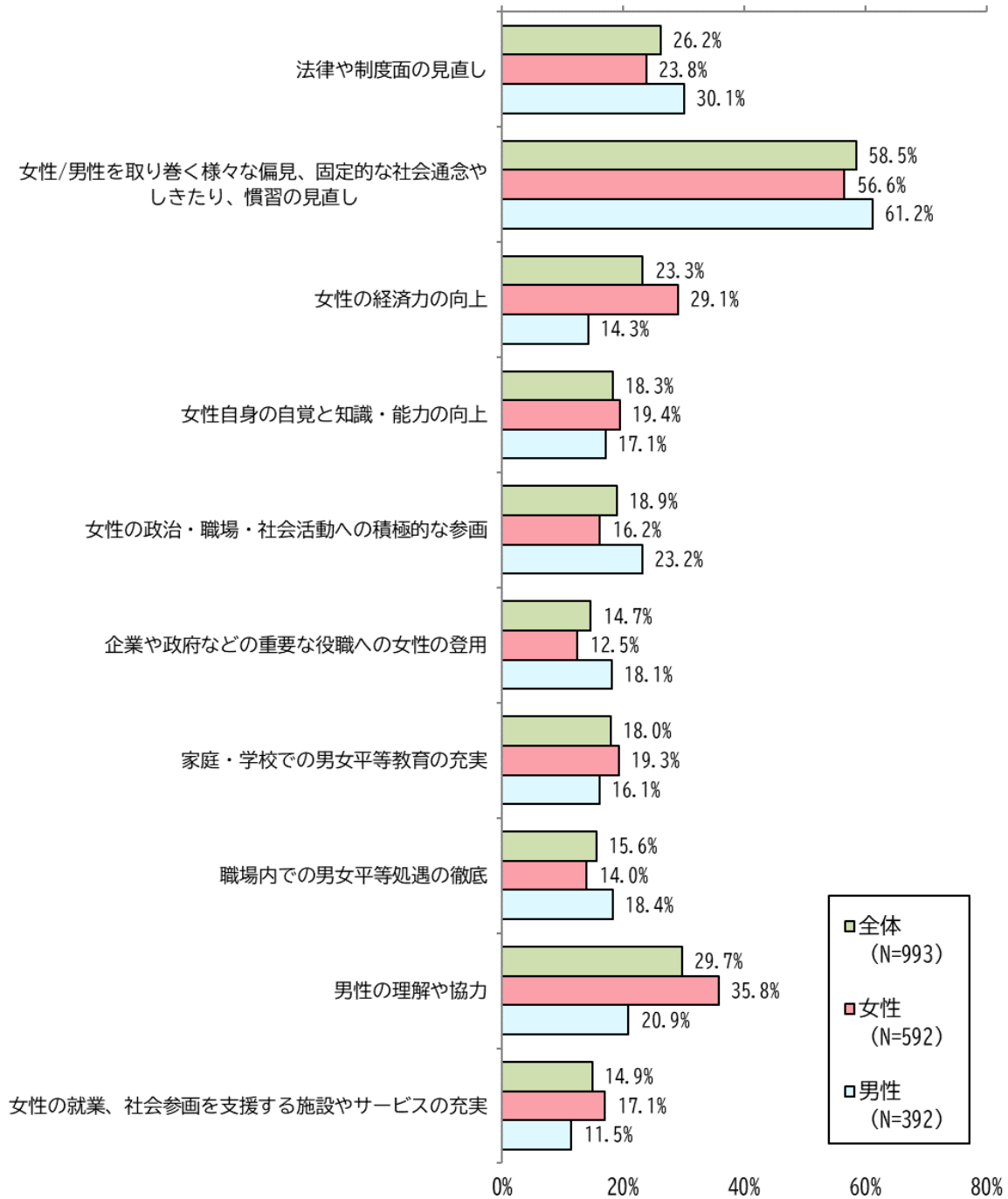


資料：令和3年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

◆様々な分野における男女の地位の平等意識（性別） N=933（女性=555 男性=378）



◆男女が平等になるために重要なこと





## 施策の方向（１）男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

市の施策は、社会経済活動全般を対象に展開され、当該施策に伴って生じる影響も広範多岐にわたるため、男女共同参画に関係のない施策であっても、現実に男女が置かれている立場に対する配慮が欠けると、結果的に男女の現実の格差を固定あるいは拡大させるなど、男女共同参画の推進に逆行するような影響を及ぼす可能性があります。そのため、市は、あらゆる施策の策定及び実施に際し、それが男女にどのような影響を及ぼすのかを点検したうえで、その影響に十分配慮します。

## 具体的施策

### ① 男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的推進

男女共同参画計画に掲載されている「主な取組」について、毎年度、男女共同参画の視点を踏まえた進行管理を行います。

No	主な取組	所管課	備考
1	男女共同参画の視点に立った施策の策定・実施	全課	
2	男女共同参画計画に基づく関連施策の進行管理	市民課	

### ② 社会的性別（ジェンダー）に配慮した相談体制の充実

ジェンダー\*に起因する市民の様々な問題や悩みに対応するため、各種相談事業において男女共同参画の視点を踏まえた相談対応の充実を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
3	性別に起因する問題や悩みを抱える市民からの相談への対応	こども・くらし相談センター	
4	弁護士による無料法律相談の実施	総務課	
5	民生委員・児童委員による相談対応	保健福祉政策課	
6	人権擁護委員による相談対応	市民課	新規掲載

#### \*ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）が

ある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。（国の第5次男女共同参画基本計画）

## 施策の方向（2）男女共同参画に関する広報・啓発の実施

男女共同参画の重要性をあらゆる人が共感し、理解することができるよう、男女共同参画の理念についてわかりやすい広報・啓発活動を実施します。

### 具体的施策

#### ① 男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発

「男女共同参画週間\*」等の様々な機会を通じ、男女共同参画の理解を深める広報・啓発活動を実施します。

No	主な取組	所管課	備考
7	「男女共同参画週間」を中心とした広報・啓発	市民課	
8	男女共同参画に関する地区別セミナー等の開催	市民課	
9	男女共同参画に関する図書等の整備	図書館 メディアセンタ ー	
10	人権に関する啓発講演会等の開催	市民課	
11	人権啓発センターにおける人権に関する学習会等の実施	市民課	
12	人権学習会等の開催	社会教育課	

#### ② 市職員の男女共同参画に関する理解促進

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施していくためには、市職員の男女共同参画に関する鋭敏な意識を育てていくことが必要なことから、男女共同参画に対する確かな理解の浸透を図る研修を実施します。また、広報物の表現が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることがなく、男女共同参画の視点に立ったものになるよう努めます。

No	主な取組	所管課	備考
13	男女共同参画に関する職員研修の実施	市民課	
14	「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」の活用	市民課	

#### \* 男女共同参画週間

鹿児島県は、毎年7月25日から31日までの一週間を「鹿児島県男女共同参画週間」とし、男女共同参画に関する広報・啓発活動を行っている。

### 施策の方向（3）男女共同参画に関する調査研究、情報収集

男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施していくために、国内外の動向、様々な分野における男女共同参画の推進に関する施策の現状及び市民の意識等を的確に把握するとともに、各種統計データ、学術成果など必要な情報を幅広く収集し、分析します。

#### 具体的施策

##### ① 男女共同参画の現状等に関する情報等の収集・提供

男女共同参画に関する本市の現状や計画の進捗状況を取りまとめて公表します。

No	主な取組	所管課	備考
15	男女共同参画年次報告書の作成及び公開	市民課	

##### ② 調査や統計における男女別統計（ジェンダー統計）\*の充実

男女の置かれている状況を客観的に把握するため、統計情報は可能な限り、男女別・年代別データを把握します。

No	主な取組	所管課	備考
16	各種調査における性別によるデータの把握及び分析	全課	

**\* 男女別統計（ジェンダー統計）**

男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。（国の第5次男女共同参画基本計画）

**重点課題2**

**男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進**

**【現状と課題】**

男女共同参画社会の形成を妨げる要因である固定的性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）\*は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されており、女性と男性のいずれにも存在します。

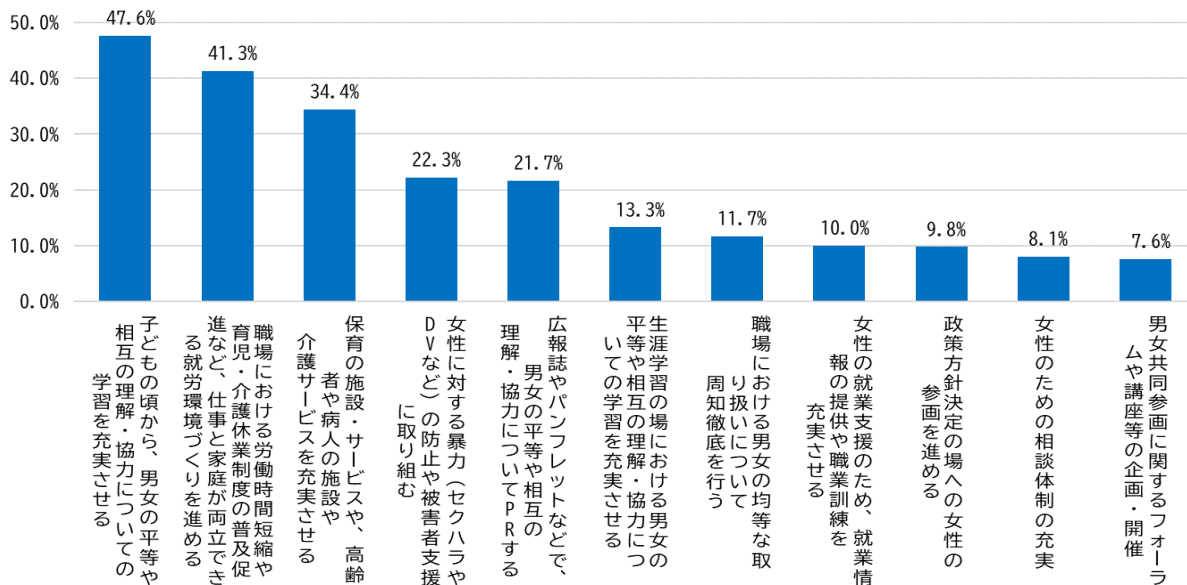
令和3年度に実施した市民意識調査では、「男女共同参画を推進していくために、市が力を入れるべきこと」として、多くの人（47.6%）が、「子どもの頃から、男女の平等や相互の理解・協力についての学習を充実させる」を挙げています。

市民一人ひとりが固定概念にとらわれず、お互いに尊重しながら多様な選択ができ、自分らしく生きるためには、学校、家庭、地域、職場などあらゆる分野において、男女が生涯を通じて男女共同参画についての理解の深化を図るための学習機会の提供が重要です。

特に、学校現場においては、児童・生徒の発達段階に応じ、男女平等や男女の相互理解と協力の重要性についての指導の充実を図るとともに、将来を見通した自己形成ができるよう男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育を進めていくことが求められます。

また、教職員の男女共同参画に関する意識は、児童・生徒の意識や進路選択に大きな影響を及ぼすことから、教職員に対する男女共同参画に関する研修等の取組を継続することも必要です。

◆男女共同参画を推進していくために、市が力を入れるべきこと（複数回答）



資料：令和3年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

**\*無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）**

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。（国の第5次男女共同参画基本計画）

**施策の方向（1）子どもへの男女共同参画教育の推進**

男女共同参画の重要性を理解するためには、子どもの頃からの教育が重要であることから、幼少時からの教育・学習機会の充実を図ります。

また、教職員の男女共同参画に関する意識は、子どもたちをはじめ教育を受けている者の意識に大きな影響を及ぼすことから、男女平等を推進する教育の内容が充実するよう、教職員を対象とした研修等の取組を推進します。

**具体的施策**

**① 児童・生徒・学生への意識啓発**

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女平等や男女相互の理解、協力の重要性を認識できるよう、児童・生徒・学生を対象とした学習の場を提供します。

No	主な取組	所管課	備考
17	児童・生徒・学生を対象とした男女共同参画教室の実施	市民課	

**② 教職員への意識啓発**

学校等の教育現場において男女共同参画の視点に立った教育を推進するため、教職員を対象

とした研修等を実施します。

No	主な取組	所管課	備考
18	教職員に対する男女共同参画に関する研修等の実施	市民課 学校教育課	
19	教職員を対象とした各種ハラスメント防止対策の実施	市民課 教育総務課	
20	教職員を対象とした出前講座の開催	市民課	

## 施策の方向（２）多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

自らの個性と能力を発揮し主体的な生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育\*を含む生涯学習を推進します。

### 具体的施策

#### ① 男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の推進と進路・就職指導の充実

男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進します。

No	主な取組	所管課	備考
21	多様な進路・就職選択を推進する指導の実施	学校教育課	
22	ロールモデル*に関する講話等の実施	学校教育課	
23	職場体験やインターンシップ*の機会の提供	総務課	
24	女子学生・生徒の理工系分野への進学促進	学校教育課	

#### ② 生涯にわたる学習機会の充実と能力開発の促進

人生のそれぞれの段階で能力を発揮できるよう様々な学習機会を提供します。

No	主な取組	所管課	備考
25	公民館講座の実施	社会教育課	
26	男女共同参画の視点に立った青少年のボランティア活動、体験活動等の充実	社会教育課	
27	高度情報通信ネットワーク社会に対応した学校教育の充実	学校教育課	
28	高度情報通信ネットワーク社会に対応した社会教育の充実	メディアセンター DX 推進課	
29	女性団体等の育成・指導	社会教育課	

#### \*キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。なお、キャリアとは、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね。

#### \*ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデル。

#### \*インターンシップ

学生が一定期間企業などの中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度。

### 重点課題3

男女がともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり

#### 【現状と課題】

就業は生活の経済的基盤であるとともに、個人の自己実現につながるものです。そのため、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる就業環境の整備は、個人の幸福の実現に不可欠であり、また、ダイバーシティ\*の推進による社会・経済活動の活性化という観点からも極めて重要です。

女性活躍推進法及び育児・介護休業法に基づく企業の取組や保育サービスの拡充などにより、育児をしながら働く女性が増加し、30歳代を底とするM字カーブ\*を描いていた本市の女性の年齢階級別労働力率は改善傾向にあります。しかしながら、女性は男性に比べてパートタイム労働などの非正規雇用の割合が高く、女性の長期的なキャリア形成が困難な状況にあり、依然として男女間の賃金格差が大きいことは、女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっています。

令和3年度に実施した市民意識調査によると、「社会全体として女性が働きにくい状況にあ

る」と感じている人の割合は 32.2%で、その理由として多くの方が「女性が働きやすい労働条件・環境が整っていない」・「育児施設・サービスが十分でない」を挙げています。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現し、働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続けるためには、家事、育児、介護などに男女がともに取り組むことが必要です。しかし、男性の家庭生活への参画は、長時間労働や固定的性別役割分担意識などの影響であまり進んでおらず、家事・育児等の負担は女性に偏っているのが現状です。

このような状況において、男性の家庭生活への参画や女性の就業継続及び政策・方針決定過程への参画を進めるためには、男女の働き方改革を含めた仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成、男性の子育て・介護・家事への参画の促進等を進めていくとともに、安心して子育てができるよう、多様な需要に応じた保育サービスの整備、子育ての不安の解消を図るための相談・支援体制の充実を図ることが必要です。

また、性別を理由とする差別的扱い、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益な取扱いやハラスメント等の根絶も重要な課題となっており、引き続き啓発を図ることが必要です。

---

#### \*ダイバーシティ

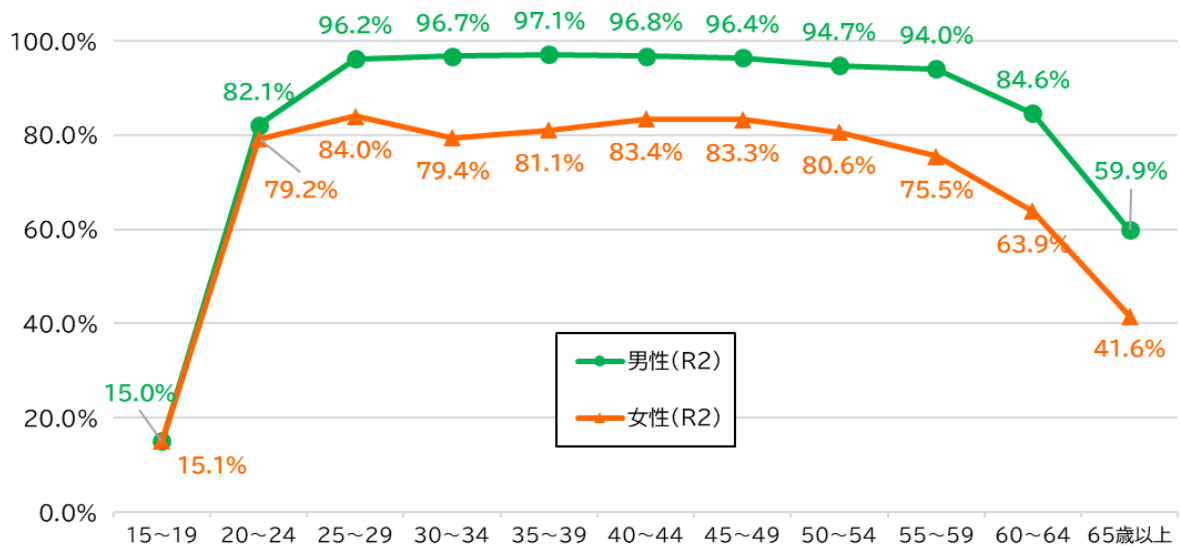
「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。（国の第5次男女共同参画計画）

#### \*M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。（国の第5次男女共同参画基本計画）

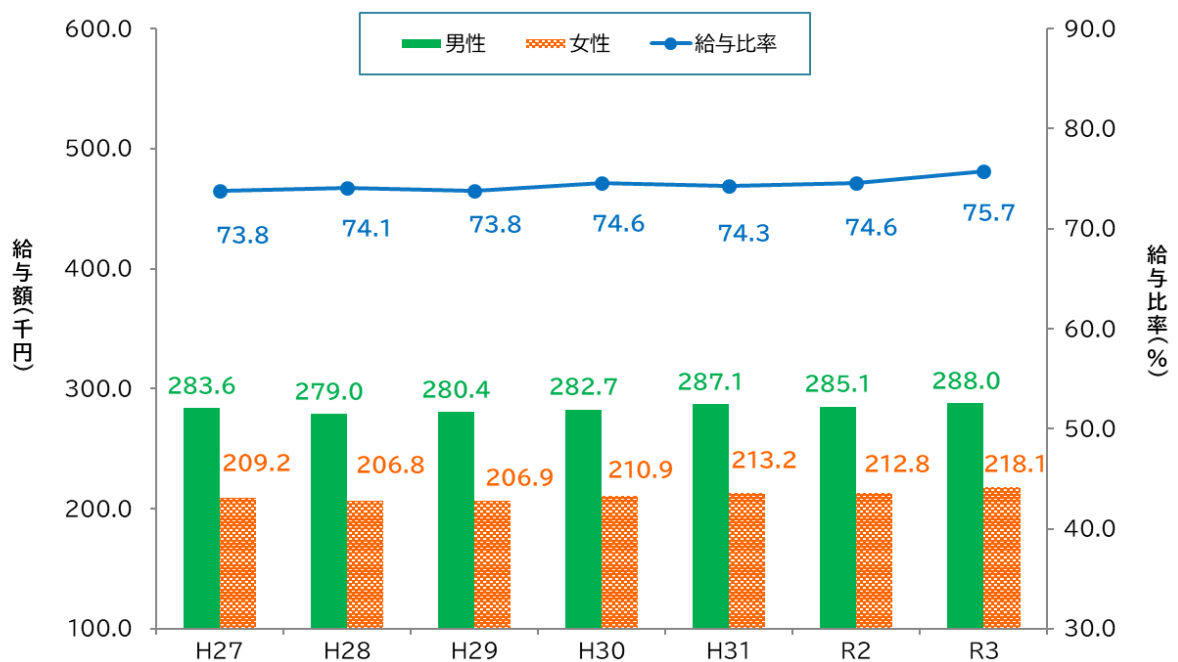
### ◆男女別年齢階級別労働力率（霧島市）





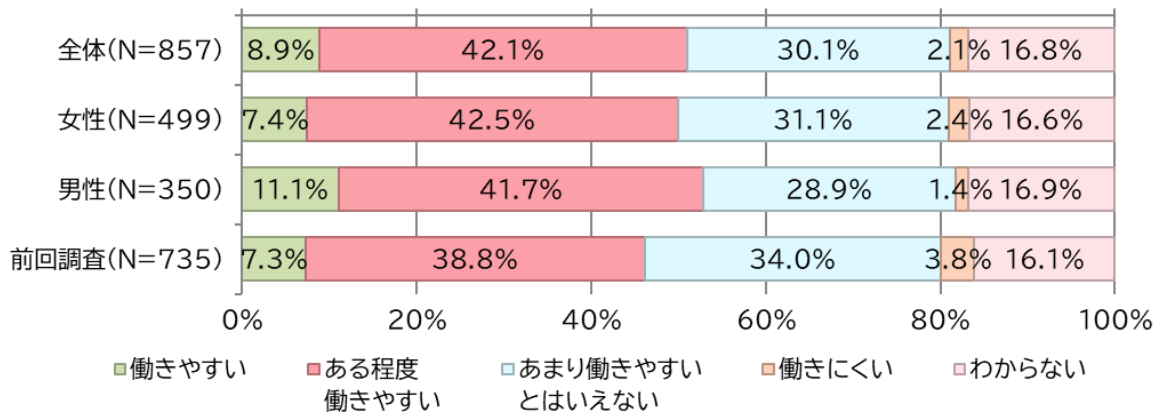
資料：令和2年度「国勢調査」

◆鹿児島県における男女別平均所定内給与額と男女間給与比率の推移



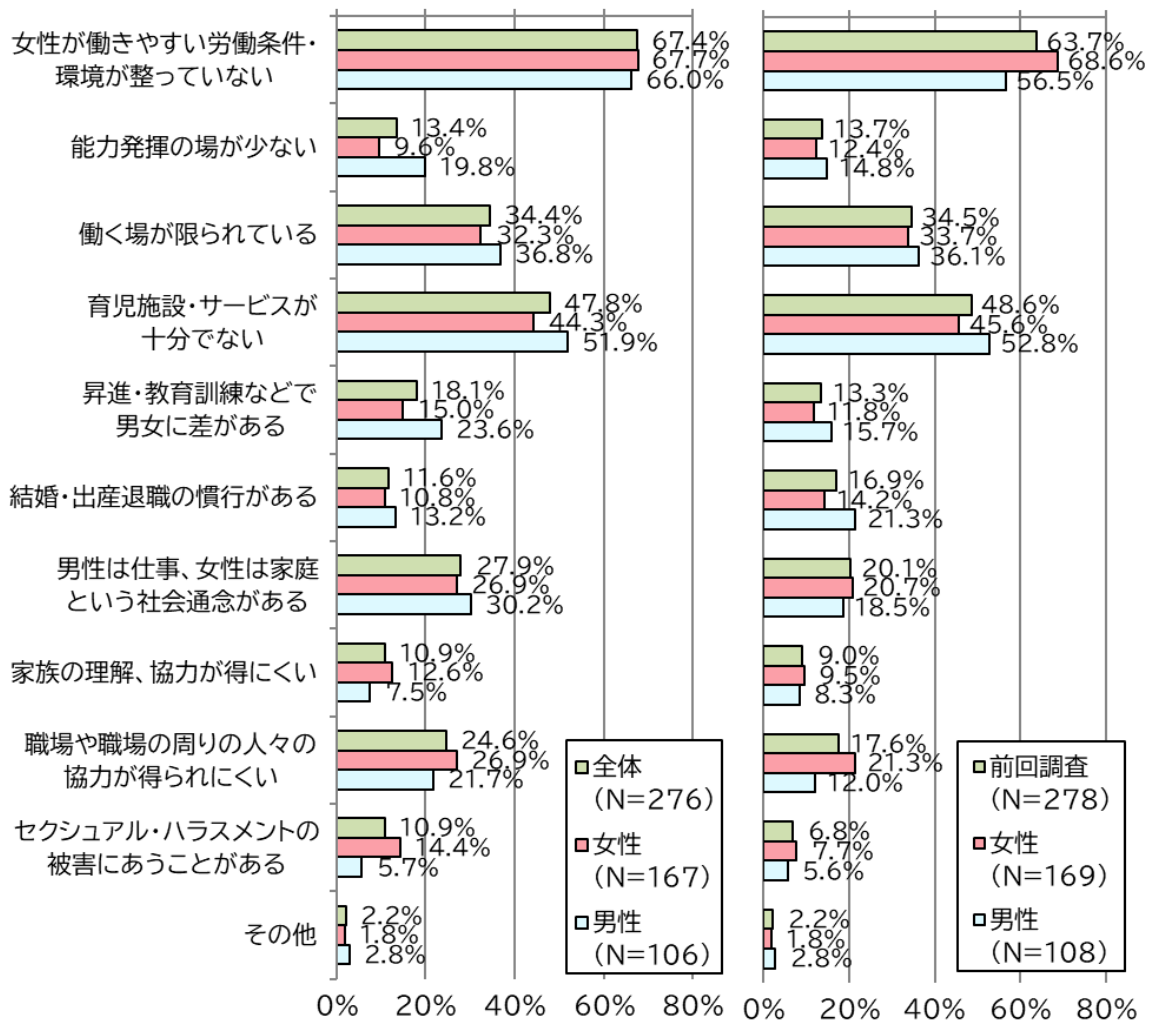
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

### ◆社会全体としての女性の働きやすさに対する考え方



資料：令和3年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

### ◆女性が働きにくいと思う理由



資料：令和3年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

## 施策の方向（１）行政分野における女性の参画の促進

性別によって行政サービスの受益や負担に不均衡や不公平が生じることなく、男女双方の行政ニーズを施策に適切に反映させるために、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

### 具体的施策

#### ① 附属機関等\* 委員への女性の登用の促進

霧島市女性委員登用推進規程に基づき、附属機関等の委員に積極的な女性を登用します。

No	主な取組	所管課	備考
30	積極的な女性委員の登用促進	市民課 関係各課	

#### ② 女性職員の登用等の促進及び市職員採用試験への女性の受験希望者拡大

女性職員の職域拡大を図り登用の促進に努めます。また、女性職員の就労継続を支援し、男性職員の育児・介護への参加を促進するため、仕事と育児・介護の両立支援制度の利用促進を図るなど、仕事と生活の調和を実現しやすい環境整備を推進します。

No	主な取組	所管課	備考
31	女性職員に対する能力開発を図るための各種研修の実施	総務課	
32	女性職員の登用の促進	総務課	
33	女性職員の職域の拡大	総務課	
34	女性の受験希望者拡大に向けた取組	総務課	
35	仕事と育児・介護の両立支援制度の活用促進	総務課	

\*附属機関等

法律や条例により設置されている附属機関や要綱等により設置されている審議会等のことをいい、市政の重要事項について審議等を行う機関。

## 施策の方向（２）雇用の分野における男女の均等な機会・待遇の確保及び各種ハラスメントの防止

雇用の分野における男女の平等な機会・待遇の確保のため、事業者に対し関係法令や諸制度の積極的な普及・啓発を行うとともに、「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

\*」の本来の意義や目的の周知に努めます。また、労使間や雇用者間の各種ハラスメント防止についても引き続き啓発を行い、事業者の積極的な取組を促します。

### 具体的施策

#### ① 男女雇用機会均等法や諸制度の普及・啓発

事業者に対し、男女雇用機会均等法や関係法令・制度に関する普及・啓発を進めます。

No	主な取組	所管課	備考
36	ホームページ等による関係法令・制度の周知	商工振興課	
37	労働局等と連携した労働問題に関する相談会等の実施	商工振興課	

#### ② 事業者における女性の参画の促進

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の情報提供や普及に努め、企業の先進的取組やロールモデルについて情報収集・提供を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
38	管理職等への女性の登用状況の調査の実施と結果の周知	市民課	
39	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を促進するためのセミナーの開催等による普及啓発・情報提供	市民課	
40	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関する企業の取組の調査の実施と結果の周知	市民課	
41	公共工事における女性雇用促進に取組む事業者を工事成績、総合評価で支援	工事契約検査課	
42	広報誌等によるロールモデル情報の紹介	秘書広報課	

#### ③ 女性の就労状況の把握

市内事業者における男女共同参画の取組状況及び就労状況等について総合的に調査し、これらの現状を明らかにします。また、その結果を事業者全体に周知し、それにより、取組の進んでいる事業者には推進の継続を、遅れている事業者には積極的な取組を促します。

No	主な取組	所管課	備考
43	男女共同参画に関する実態調査の実施	市民課	

#### ④ 女性雇用労働者の母性健康管理の支援

男女雇用機会均等法では、事業主の義務として、妊娠中または出産後の女性労働者が健康診査等を受けるための時間を確保し、労働基準法では、産前産後休業に関する規定等女性労働者の妊娠、出産等に関する基準が定められています。

また、妊娠・出産に係る的確な母性健康管理を推進していく手段として「母性健康管理指導事項連絡カード」が定められているところであり、これらの法律及び制度に関し、広く周知・広報活動を実施します。

No	主な取組	所管課	備考
44	母性健康管理指導事項連絡カード*の周知	健康増進課	

#### ⑤ ハラスメント防止の取組

労使間や雇用者間のセクシュアル・ハラスメント\*やマタニティ・ハラスメント\*等を防止するため、研修・相談体制の充実など、事業者の積極的な取組を促します。

No	主な取組	所管課	備考
45	事業者における各種ハラスメント防止対策の把握	市民課	
46	事業者に対する各種ハラスメントに関する法制度等の普及・啓発	市民課	

#### ⑥ 非正規労働者への支援

パートタイム労働者や派遣労働者等の非正規労働者の適正な労働条件を確保するため、パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）をはじめ、関係法令の周知を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
47	適正な労働条件に関する法令等の周知・広報	商工振興課	

#### \*積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極

的に提供することをいう。(霧島市男女共同参画推進条例第2条第2号)

**\*母性健康管理指導事項連絡カード**

主治医が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主へ明確に伝えるのに役立つカード。

**\*セクシュアル・ハラスメント**

性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他生活環境を害し、又は不利益を与える行為をいう。(霧島市男女共同参画推進条例第2条第5号)

**\*マタニティ・ハラスメント**

働く女性が妊娠・出産・育児休暇を理由として職場で受ける嫌がらせや不利益な取扱いのこと。

**施策の方向（3）自営業における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進**

農林水産業及び商工業等の自営業において、女性の就業環境の整備を促進するとともに、経営等の方針決定過程への参画を進めます。

**具体的施策**

**① 農林水産業分野における就業環境の整備及び女性の参画の拡大**

家事、育児、介護等にかかわる女性の負担の軽減や仕事と生活の調和を促進し、女性が対等なパートナーとして経営に参画するため、家族経営協定\*等の有効活用を進めるとともに、女性の経営管理能力や技術の向上を目的とした研修等の機会を提供します。

No	主な取組	所管課	備考
48	家族経営協定締結の促進	農政畜産課	
49	農業経営改善計画*の夫婦による共同申請の推進	農政畜産課	
50	農業経営専門指導員による経営指導	農政畜産課	

**② 商工業分野における就業環境の整備及び女性の参画の拡大**

商工業において、女性の適正な労働環境の整備が図られるよう、法令・制度の普及・啓発を行うとともに、女性の経営管理能力や技術の向上を目的とした研修等の機会を提供します。

No	主な取組	所管課	備考
51	商工会議所、商工会等が発行する広報誌を活用した広報・啓発等	市民課	
52	商工会議所、商工会等の経営指導員による経営指導	商工振興課	

#### \*家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

#### \*農業経営改善計画

農業経営基盤強化法に基づく認定農業者\*になるために5年後の経営改善目標を記載した計画のこと。

#### \*認定農業者

農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業者。地域農業の担い手として、農地利用・資金・税制面などの支援を受けることができる。

### 施策の方向（４）再就職、起業、雇用によらない働き方の支援、能力開発とデジタル分

#### 野を含めた人材育成

女性の能力開発や人材育成を図る各種研修や講座等を実施するとともに、関係機関が実施する能力開発や人材育成に関する各種学習情報の提供を行います。

### 具体的施策

#### ① 就業継続、再就職の支援

育児・介護等を理由に離職した女性の再就職は、離職期間が長期にわたる場合が多いことや、職種によっては職業能力の維持が難しいこと、本人の希望する職種や就業条件と企業の人材ニーズとの適合が困難なことから、就業の継続及び再就職のための情報提供等に努めます。

No	主な取組	所管課	備考
53	就業継続や再就職に関する必要な知識や情報の提供	子育て支援課 商工振興課	
54	子育て中の女性に対する再就職支援制度（マザーズコーナー*）の周知	子育て支援課 商工振興課	

#### ② 起業及び雇用によらない働き方の支援

起業や雇用によらない働き方をするために必要な知識の取得について、取組事例の収集及び情報提供や相談対応を行います。

No	主な取組	所管課	備考
55	霧島市創業支援センター*による情報提供及び相談対応	商工振興課	
56	就農を促進するための必要な知識や情報の提供	農政畜産課	

**\*マザーズコーナー**

子育てをしながら就職を希望している方が、こども連れでも来所しやすい環境を整えた、就職に関する情報の提供などの個々の希望やニーズに応じたきめ細やかな就職支援を行う施設。

**\*霧島市創業支援センター**

平成 26 年 1 月に開設した霧島市商工振興課を本部とする創業希望者に対する相談窓口。

**③ 職業能力開発とデジタル分野を含めた人材育成**

フリーランスなどの雇用によらない多様な働き方を支援するとともに、デジタル分野を含めた人材育成を推進するため、新たな職業能力を取得するための訓練や取組事例について情報提供や相談対応を行います。

No	主な取組	所管課	備考
57	女性のエンパワメント*のためのセミナーの開催	市民課	
58	女性の能力開発に関する各種学習情報の提供	市民課 メディアセンター	
59	検討中		

**施策の方向（5）子育て・介護基盤整備等の推進**

男女の別や就労の有無に関わらず、安心して子育てや介護ができる社会の実現に向けて、多様化する保育ニーズへの対応や子育て支援拠点、介護支援の充実を図ります。

**具体的施策**

**① 多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの整備**

子育てに関する多様なニーズに対応するため、一時保育、延長保育、病児・病後保育等の様々な保育サービスの充実を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
60	一時保育事業の実施	子育て支援課	
61	延長保育事業の実施	子育て支援課	
62	病児・病後児保育事業の実施	子育て支援課	
63	休日保育事業の実施	子育て支援課	

**② 子育て支援体制の整備・充実**



子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる地域子育て支援センター等における事業の充実を図るとともに、子育てに関する施策の充実を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
64	家庭児童相談員等による相談対応	こども・くらし相談センター	
65	放課後児童対策の充実	子育て支援課	
66	地域子育て支援センター事業の充実	子育て支援課	
67	ファミリー・サポート・センター*事業の充実	子育て支援課	
68	育児相談及び離乳食教室等の実施	健康増進課	
69	乳幼児健診の実施	健康増進課	

### ③ 地域住民等の力を活用した介護支援の充実

高齢者を含めた地域社会を構成する一人ひとりが、地域の一員である自覚を持ち、相互に支え合うような意識を高めるための取組を推進します。

No	主な取組	所管課	備考
70	生活支援体制整備事業*の実施	長寿・障害福祉課	

#### \*エンパワメント

誰もが生まれながらに持っている本来の個性や力を十分発揮できるよう社会の在り方を変えることを前提として、社会的制約や様々な抑圧によって発揮されていなかった自分の力への信頼と尊厳を回復すること。「女性のエンパワメント」は、女性が意思決定過程に参画し、自立的な力をつけるという意味で使われることが多い。

#### \*ファミリー・サポート・センター

仕事や行事、通院などの変動的な保育需要などや介護の際に、援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、地域において育児・介護に関する相互援助活動を行う会員制の組織。(現在、本市に設置されているファミリー・サポート・センターは、育児に関する相互援助活動を実施。)

#### \*生活支援体制整備事業

「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」や「協議体」の設置等を通じて、市町村が中心となって、サービスが創出されるよう取組を積極的に進める事業のこと。具体的には、コーディネーターと協議体が協力しながら、①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起、②地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ、③関係者のネットワーク化、④めざす地域の姿・方針の共有、意識の統一、⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発、⑥ニーズとサービスのマッチングなどの取組を総合的に推進する事業。(霧島市すこやか支え合いプラン2021(第9期高齢福祉計画・第8期介護保険事業計画))

### 施策の方向(6) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)\*と働き方改革の推進

仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発を進め、「男性は仕事、女性は家庭」というような性別による固定的な役割分担意識の解消や男性の家事・育児参画の促進等を進めます。

#### 具体的施策

#### ① 仕事と子育て・介護等の両立支援に関する意識啓発の推進、制度の普及

仕事と生活の調和は、個人生活の充実と経済社会の活性化につながるものであることについて社会的理解を深め、長時間労働を含めた働き方の見直しに繋がる意識啓発を進めます。

No	主な取組	所管課	備考
71	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の啓発による企業の意識改革	市民課	
72	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」に関するセミナー等の実施	市民課	
73	育児・介護休業制度等の労働関係法令や諸制度の普及	市民課 商工振興課	

#### ② 男性の意識改革と家事・育児等参画への気運醸成

男性の家庭生活への参画を進めるため、男性が家事・育児・介護に主体的に参画しやすい環境づくりに向けた取組を進めます。

No	主な取組	所管課	備考
----	------	-----	----

74	男性を対象とした生活技術講座の実施	社会教育課	
75	子育て支援に関する情報提供	子育て支援課	
76	事業者に対する育児・介護休業の取得状況調査	市民課	

**\*仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）**

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。

**重点課題4**

**女性に対するあらゆる暴力の根絶**

**【現状と課題】**

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき喫緊の課題となっています。

暴力は、被害者の自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障をきたし、貧困や様々な困難にもつながることもある深刻な問題です。またそのうち、ドメスティック・バイオレンス\*（以下、「DV」という。）、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の暴力は、被害者のほとんどが女性であり、その背景には、性別による固定的な役割分担意識や、男女の経済的格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした社会の構造的問題があります。これらの暴力の根絶のためには、社会における男女間の格差是正及び意識改革が不可欠です。

令和3年度に実施した市民意識調査によると、配偶者間等で、身体、精神、性的のいずれかの暴力の被害経験が「1・2度あった」「何度もあった」と答えた人は全体の約5人に1人となっています。また、暴力を受けた経験のある方に、その相談先についてたずねたところ、「どこにも相談しなかった」と回答した人が35.1%を占め、DVは潜在化しやすい特性があるといえます。

こうしたことから、暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの社会的認識の徹底等、暴力を根絶するための社会基盤づくりをさらに推進す

るとともに、「霧島市配偶者等からの暴力\*防止及び被害者支援に関する計画」に基づき、DV被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進していく必要があります。

#### \*ドメスティック・バイオレンス

配偶者、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。（霧島市男女共同参画推進条例第2条第6号）

#### \*配偶者等からの暴力

配偶者暴力防止法においては、配偶者（事実婚を含む。）及び元配偶者（婚姻中に引き続き離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）も暴力を受ける場合）からの暴力を「配偶者からの暴力」と定義し、同法の対象にしていますが、「配偶者等からの暴力」は、これに加えて、恋人（交際相手）や以前つきあっていた恋人など親密な関係にある者も含まれます。

### 施策の方向（1）女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための社会基盤づくり

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの社会的認識の徹底等、暴力を根絶するための社会基盤づくりを推進します。

### 具体的施策

#### ① 暴力を容認しない社会づくりのための意識啓発

関係機関等と連携して広報啓発活動を実施し、暴力は許さないという意識の醸成を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
77	「女性に対する暴力をなくす運動*」を中心とした広報・啓発	こども・くらし相談センター	
78	人権に関する啓発講演会等の開催	市民課	再掲
79	人権啓発センターにおける人権に関する学習会等の実施	市民課	再掲
80	人権学習会等の開催	社会教育課	再掲
81	子どもに対する暴力根絶に向けた広報啓発	こども・くらし相談センター	
82	有害図書等の環境浄化活動の推進	社会教育課	
83	メディア・リテラシー向上のための学習機会の提供	メディアセンター	

## ② 暴力に関する相談機関の周知

暴力に関する相談窓口の所在等を広く周知し、相談につながりやすくします。

No	主な取組	所管課	備考
84	人権相談・女性の人権ホットライン*の周知・広報	市民課	

## ③ 若年層を対象とする暴力予防啓発

若年層が当事者となりやすい交際相手からの暴力に関する理解を深め、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするための啓発を行います。

No	主な取組	所管課	備考
85	デートDV*防止のためのセミナー等の開催	社会教育課	

### \*女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を運動期間とし、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として、実施されるものである。平成13年6月5日、国の男女共同参画推進本部において決定された。

### \*女性の人権ホットライン

配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話である。電話は最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員が受け付ける。

### \*デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者からふるわれる暴力。

## 施策の方向（2）配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の推進

### （霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画）

DV被害者への相談体制の充実や関係機関との連携強化を図り、被害者の保護、自立支援に向けた総合的な対策を推進します。

## 具体的施策

### ① 被害者の安全確保と情報の保護

DVは、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難な上、被害者が加害者の下から逃げることができない場合があるため、周囲の人の発見・通報も大変重要です。また、子どもの目の前で行われる暴力は、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に当たるため、保護命令\*制度の利用につ

いて、適切に情報提供や助言を行います。

さらに、加害者に転居先の住所や子どもの転校先等の個人情報が知られてしまうと、被害者は加害者から追跡され、連れ戻されるなどの危険にさらされてしまう可能性があるため、市の各窓口で保有する被害者情報に関しては、加害者側に住居情報等が伝わってしまうことなどがないよう十分留意します。

No	主な取組	所管課	備考
86	福祉関係者及び医療関係者等と連携した早期発見・対応	こども・くらし相談センター	
87	配偶者暴力防止法に基づく通報及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報	市民課 こども・くらし相談センター	
88	緊急時の安全確保時における警察との連携	こども・くらし相談センター	
89	一時保護*施設等における保護の実施	こども・くらし相談センター	
90	保護命令発令時等における被害者への支援	こども・くらし相談センター	
91	住民基本台帳の閲覧等の制限	市民課	
92	被害者の情報管理の強化・徹底	市民課	

#### \*保護命令

配偶者暴力防止法に基づく制度で、裁判所が被害者からの申立てにより、身体に対する暴力や生命等に対する脅迫を受ける恐れが大きいとき、加害者に対し発する発令。「接近禁止命令」と「退去命令」がある。

#### \*一時保護

暴力を避けるために家を出たいと思っても、加害者に知られずに身を寄せる場所がない場合に、被害者が一時的に避難する手段。

## ② 相談体制の充実

被害者は加害者の支配下に置かれ、暴力に対する不安と恐怖、絶望感を抱えながら生活しており、こうした状況に置かれている被害者が安心して相談できる相談窓口の周知と、適切な支援につなぐ相談体制を強化します。

また、様々な心のケアを必要とする被害者は、DVに対する理解が不足している相談員等の不適切な対応によって、さらに二次被害\*を受けることもあります。二次被害を防止し、本人の意思を尊重した支援を行うため、相談員等の研修を充実させ資質の向上に努めます。

No	主な取組	所管課	備考
93	相談窓口の周知強化	こども・くらし相談センター	
94	配偶者暴力相談支援センター*及び警察署等と連携したDVに関する相談体制の充実	こども・くらし相談センター	

95	D V に起因する児童虐待等に関する相談体制の充実	こども・くらし相談センター	
96	相談員等人材の養成及び資質向上のための研修等の実施	こども・くらし相談センター	
97	被害者支援に職務上関連のある職員に対する研修	こども・くらし相談センター	

### ③ 被害者の自立支援の充実

DV被害者がこれまでの生活の場を離れ新たな場所で自立するには、住居の確保、経済的基盤の確立、心身の回復、就労場所の確保、子どもの養育など様々な問題があるため、関係機関と連携し被害者の自立支援の充実を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
98	被害者の市営住宅への優先入居	建築住宅課	
99	被害者の母子生活支援施設*の入所	こども・くらし相談センター	
100	被害者の生活再建に関する情報提供及び支援	こども・くらし相談センター 生活福祉課	
101	被害者の自立への精神的な支援	こども・くらし相談センター	
102	被害者の子どもへの支援	こども・くらし相談センター	

#### \* 二次被害

被害者から相談を受けた家族・友人等の本来は被害者の味方になるべき人たちが、被害者を責めるような言動をとることによって、被害者を更に傷つけること。

#### \* 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力防止法第3条の規定により、都道府県に設置が義務付けられている施設で、被害者の相談に応じ、自立支援のための情報提供等の援助を行う中核的な相談・支援機関である。

平成29年4月現在、県の機関では、県女性相談センター、県男女共同参画センター並びに各地域振興局及び支庁の保健福祉環境部計9箇所が指定されている。

#### \* 母子生活支援施設

様々な事情で生活が困難な母子家庭等を保護するとともに、自立促進のための支援を行う施設。

### ④ 関係機関の協力・連携

DV被害者一人ひとりのニーズに対応していくには、市だけでは限界があるため、県、関係市町や民間団体等、広域のかつ広範な支援を行う連携体制の構築を図る必要があります。

No	主な取組	所管課	備考
103	D V ・ ストーカー等相談業務に係る関係機関との連携強化	こども・くらし相談センター	

**施策の方向（3）セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進**



セクシュアル・ハラスメントは、対象となった人の個人としての名誉や尊厳を不当に傷つけ人権を侵害するだけでなく、生活への深刻な影響を与える社会的に許されない行為です。その被害は潜在化しがちで個人的問題として矮小化されることもあるため、男女の固定的な役割分担意識、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題として把握し、対処していく必要があります。

## 具体的施策

### ① 相談対応及びセクシュアル・ハラスメント予防啓発

セクシュアル・ハラスメント防止対策を推進するため、相談窓口の設置や啓発を行います。

No	主な取組	所管課	備考
104	市職員を対象とした相談窓口の設置	総務課	
105	セクシュアル・ハラスメント防止に関する講座等の実施	市民課	新規掲載

## 重点課題5

### 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

#### 【現状と課題】

生涯にわたって健康で明るく、充実した日々を自立して自分らしく過ごすためには、女性と男性の身体の仕組みの違いを理解し、ともに自らの心と身体の健康管理を行い、性と生殖の観点から、女性・男性それぞれ特有の疾患やそのライフスタイルや世代によって生じてくるさまざまな健康上の問題に取り組む必要があります。

特に女性は妊娠、出産や更年期疾患を経験する可能性があるといった、生涯を通じて男女が



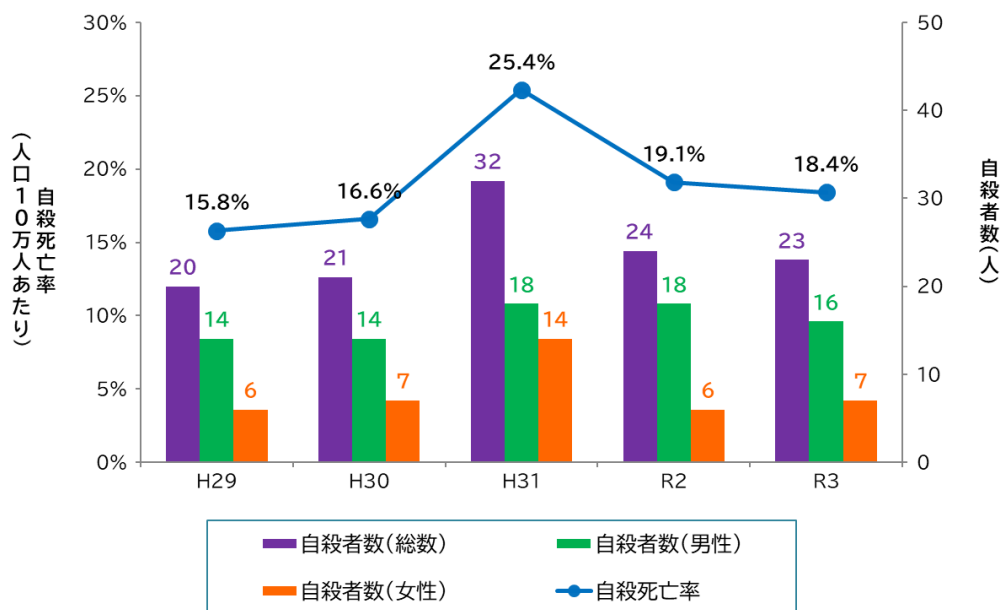
異なる健康上の問題に直面することについて、十分な配慮が必要です。

また一方で、望まない妊娠や性感染症の実態がありますが、その背景には性に関する正しい知識や情報の不足のほか、女性による性についての主体的な判断と行動を阻む社会的性別（ジェンダー）があり、それに起因する性的暴力の要因となっていることもあります。

そのため、女性が、生涯安心した性生活をはじめ、健康な生活を営むことができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）についての県民への意識の浸透を図るとともに、女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な取組が必要です。

一方、本市の自殺死亡率は令和3年度で18.4%であり、その多くは男性となっています。この背景には、性別による固定的な役割分担意識が強く浸透する中で、男性自身がとらわれている男性としてのあるべき姿に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込み、精神的に孤立している状況があります。このため、男女共同参画の視点を踏まえ、自殺予防も視野に入れた心身の健康支援や男性に対する意識啓発活動を推進していく必要があります。

#### ◆自殺率及び自殺者数の推移（霧島市）



資料：厚生労働省自殺統計

#### 施策の方向（1）生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

男女が生涯を通じて適切に自己の健康管理を行うために、正確な知識の普及や相談体制、健（検）診体制を充実させるとともに、性差に配慮した健康支援を推進します。

#### 具体的施策

##### ① 心身及びその健康についての正確な知識の普及

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ\*」（性と生殖に関する健康と権利）の重要性を広く浸

透させるとともに、心身及び健康に関する学習や相談の機会を提供します。

No	主な取組	所管課	備考
106	健康に関する講演会や健康相談等の実施	健康増進課	

## ② 性差を踏まえた健康づくりの支援

男女の身体的性差のほか健康に関する意識や生活習慣等を踏まえ、生活習慣病\*等の対策や自殺予防も視野に入れた普及啓発及び相談体制の充実を図ります。また、社会全体で健康づくりを支援する環境づくりを推進します。

No	主な取組	所管課	備考
107	生活習慣病予防対策の実施	保険年金課 健康増進課	
108	がん予防対策の実施	健康増進課	
109	こころの健康づくりの実施	健康増進課	
110	地域のひろば推進事業の実施	長寿・障害福祉課	
111	健康づくりのリーダー育成	健康増進課	
112	自殺防止のための総合的な取組	健康増進課	

### \* リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。（国の第5次男女共同参画基本計画）

### \* 生活習慣病

従来成人病として扱われていた脳卒中・心臓病・がん・糖尿病に加え、肝疾患・胃潰瘍・骨粗しょう症などの食事・運動・休養・喫煙・飲酒等の生活習慣によって、発症や進行に影響を受ける疾病。

## ③ 性差に応じた検診の実施及び相談体制の充実

女性特有のがんである乳がんや子宮がん等の早期発見・予防のための普及啓発、受診率上に取り組みます。

No	主な取組	所管課	備考
----	------	-----	----

113	乳がん・子宮がん検診等の普及啓発と受診率向上の取組	健康増進課	
-----	---------------------------	-------	--

## 施策の方向（２）妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

女性が安心・安全に妊娠・出産できる体制の充実を図ります。また、望まない妊娠を防ぐという観点を含めて、性について正しく理解し適切に行動を取ることが必要なことから、性に対する正しい知識の普及を図ります。

### 具体的施策

#### ① 妊娠・出産期における健康支援

妊婦等に対する早期の妊娠届出を勧奨する等により、妊娠・出産期の健康管理の充実を図るとともに、妊婦健診の公費負担等により、妊娠に伴う経済的負担等の軽減を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
114	早期の妊娠届出の勧奨と母子健康手帳の交付	健康増進課	
115	妊婦健診の公費負担による経済的負担の軽減	健康増進課	
116	保健師等による新生児・産婦訪問	健康増進課	
117	産後ケア事業等による産後支援体制の充実	健康増進課	

#### ② 性に対する正しい知識の普及

児童生徒が、生命の尊重や相手を思いやり望ましい人間関係を築いていけるために、学校教育活動全体を通じて男女共同参画の視点に立った性教育に取り組むほか、性の多様性への理解促進に努めます。

No	主な取組	所管課	備考
118	学校における適切な性教育の実施	学校教育課	
119	性の多様性に関する啓発と相談体制の充実	市民課 学校教育課	
120	望まない妊娠・性感染症の予防に関する啓発	健康増進課	
121	学校における性感染症に関する教育の推進	学校教育課	

### 施策の方向（3）生涯にわたるスポーツ・身体活動の推進

生涯を通じて心身ともに健康で活力ある生活を送るために、性別、年齢等に関わらず全ての人がスポーツを行える環境づくりを行います。また、地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツ指導ができる女性の人材の養成を図ります。

#### 具体的施策

##### ① スポーツ・身体活動を楽しむことができる環境づくり

男女を問わずスポーツに親しむことができる環境を整備します。

No	主な取組	所管課	備考
122	スポーツ施設の利用促進	スポーツ・文化振興課	
123	各種スポーツイベントの実施	スポーツ・文化振興課	

##### ② スポーツ・身体活動における女性の参画の拡大

地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツ指導ができる女性の人材の養成を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
124	女性スポーツ推進委員の養成・活用	スポーツ・文化振興課	

## 重点課題6

# 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

### 【現状と課題】

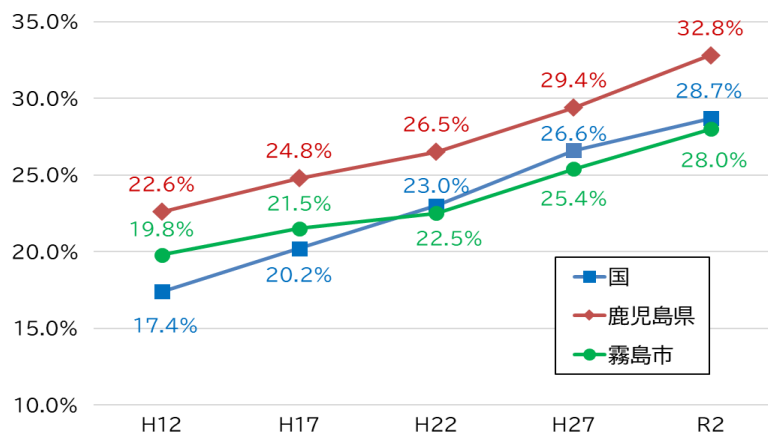
単身世帯やひとり親世帯の増加等に伴う家族形態の多様化、非正規労働者の増加など雇用・就業構造の変化等により、家族形態や就労状況、年代等を問わず幅広い層で生活上の困難を抱える人が増加しています。特に女性は、男性と比べて賃金が低いことや非正規労働者の割合が高いことを背景に貧困等生活上の困難に陥りやすく、中でもひとり親世帯の相対的貧困率は比較的高いという特徴があります。仕事と生活の調和が確立されていない状況下で、生活上の様々な困難から子どもの養育や健康面への影響も懸念されることから、それぞれの実情に応じた相談対応や自立支援等が必要です。

2021（令和2）年国勢調査結果によると、本市の高齢化率\*は28.0%で、前回の平成27年調査と比較して2.6ポイントと大幅に増加しています。少子高齢化が進む中、近年では、孤独死、老老介護\*、高齢者虐待などが社会問題となっており、例えば、高齢女性の単身世帯の経済的基盤が脆弱であることや、高齢男性の地域における孤立が深刻化していることから、高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりを進めていく必要があります。

さらに、高齢化社会を豊かで活力あるものにしていくためには、高齢者を単に支えられる側に位置付けるのではなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として、高齢者が積極的に社会参画できる機会の充実や、生活を楽しめる環境づくりを推進していくことが必要です。

また、障がいがあることや、外国にルーツがあること、性的指向・性自認に関すること等、様々な状況におかれる人が地域の中で自立した生活を送り、社会の構成員として積極的に社会参加をしていくために、男女共同参画の視点に立ち、すべての人が多様性を尊重しながら安心して暮らせる環境の整備に取り組んでいく必要があります。

### ◆高齢化率の推移



資料：国勢調査

### \* 高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

### \* 老老介護

家庭の事情などにより高齢者が高齢者の介護をせざるをえない状況。

#### 施策の方向（１） 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

貧困等生活上の困難に直面する女性等が、健康で文化的な生活を送れるよう、男女共同参画の視点から就業・生活面の環境の整備を行います。

### 具体的施策

#### ① 就業・生活の安定を通じた自立の支援

経済的な理由をはじめ、様々な事情により生活上の困難を感じている女性等に対し、暮らしやすい環境の整備を行います。

No	主な取組	所管課	備考
125	「生理の貧困」*支援の実施	市民課	新規掲載
126	生活困窮者への相談と支援の実施	こども・くらし相談センター	新規掲載

#### ② ひとり親家庭等への経済的支援及び自立の支援

ひとり親家庭等に対する児童扶養手当の支給、医療費の助成等、経済的支援を実施します。また、自立支援教育訓練給付金の支給、職業能力開発などにより、ひとり親家庭の母等の就業促進を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
127	児童福祉に関する各種手当の支給	子育て支援課	
128	ひとり親家庭医療費補助事業の実施	子育て支援課	
129	母子寡婦福祉資金*事業への支援	子育て支援課	
130	母子家庭自立支援給付金*の支給	子育て支援課	
131	高等技能訓練促進費*の支給	子育て支援課	
132	母子生活支援施設への入所事業の実施	子育て支援課	

### \* 「生理の貧困」

経済的な理由などによって、生理用品を十分に入手できない女性や女兒がいるという問題。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で経済的に困窮する女性が増えたことにより顕在化した。

### \* 母子寡婦福祉資金

母子家庭や寡婦の方々の自立支援と児童福祉を推進するために、鹿児島県が無利子または低金利での資金の貸付をおこなう制度。

### \* 母子家庭自立支援給付金

母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有し

ていない人が対象教育訓練を受講し修了した場合、給付金が支給される。

**\* 高等技能訓練促進費**

母子家庭の母が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減のために、高等技能訓練促進費が支給されるとともに、入学金の負担軽減のため、入学支援修了一時金が支給される。

**③ 子ども・若者の自立に向けた支援**

子ども・若者が、社会生活を円滑に営むことが出来るよう、自立に向けた支援を行います。

No	主な取組	所管課	備考
133	多様な進路・就職選択を推進する指導の実施	学校教育課	再掲
134	ロールモデル*に関する講話等の実施	学校教育課	再掲

**施策の方向（２）高齢者、障がい者、外国人、子ども等が安心して暮らせる環境の整備**

高齢化が進展する中で、高齢者が社会から孤立することなく、地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、学習機会の提供や社会参加の取組を促進します。また、障がい者、外国人、子ども等や、困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせるようにするため、男女の生活実態や意識、身体機能等の違いに配慮した施策等を展開するとともに、社会全体が多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる環境づくりに資するよう、人権教育・啓発等を進めます。

**具体的施策**

**① 高齢者の社会参画に対する支援**

高齢者の社会参画に対する男女共同参画の視点に立った支援を促進します。

No	主な取組	所管課	備考
135	シルバー人材センターの活動支援	長寿・障害福祉課	
136	老人クラブの活動支援	長寿・障害福祉課	
137	高齢者に対する学習機会の提供	社会教育課	
138	介護保険ボランティア制度事業の実施	長寿・障害福祉課	
139	地域のひろば推進事業の実施	長寿・障害福祉課	再掲

**② 高齢者の生活自立支援**

高齢者の日常生活の自立支援を推進します。

No	主な取組	所管課	備考
140	コミュニティバス等の効果的な運行	地域政策課	
141	高齢者に配慮した公共建築物のバリアフリー化の促進	建築住宅課	
142	認知症高齢者支援の推進	長寿・障害福祉課	
143	地域生活配食事業の実施	長寿・障害福祉課	



### ③ 家族介護の負担軽減

介護知識・技術の普及を図り、主に女性が担っている家族介護の負担軽減を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
144	家族介護者等の負担軽減のための支援	長寿・障害福祉課	
145	介護に関する情報提供及び相談体制の充実	長寿・障害福祉課	

### ④ 障がい者に配慮した自立支援と生活環境の整備

障がい者が必要とする支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスや相談支援を行います。また、障がい者への虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行うため、虐待の背景に性別に起因する問題がないか留意し、相談・支援体制の充実を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
146	障がい者の雇用・就労の促進に関する啓発	長寿・障害福祉課	
147	障がい者就労施設等からの物品等の調達推進	長寿・障害福祉課	
148	障がい者に配慮した公共建築物のバリアフリー化の促進	建築住宅課	
149	障害福祉サービスの充実	長寿・障害福祉課	
150	相談体制の充実	長寿・障害福祉課	
151	障がい者への虐待防止のための普及啓発	長寿・障害福祉課	

### ⑤ 外国人が安心して暮らせる環境の整備

外国人が就労、住宅、教育、夫婦・家族関係、近所付き合いなどで様々な問題を抱え、地域で孤立化しないように、同じ境遇である者同士が交流したり、地域の日本人と相互に文化や風習を学び合える機会づくりを促進します。

No	主な取組	所管課	備考
152	外国人の人権に関する啓発	市民課	
153	国際理解に関する学習会等の実施	市民活動推進課	
154	外国人のDV被害者からの相談への対応	こども・くらし相談センター	
155	国際理解教育の充実	学校教育課	

### ⑥ 子どもに対する暴力・虐待等の根絶

子どもに対する暴力・虐待を根絶するための体制整備、予防・啓発等の充実を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
156	子どもに対する暴力根絶に向けた広報啓発	こども・くらし相談センター	再掲
157	家庭児童相談員等による相談対応	こども・くらし相談センター	再掲

### ⑦ 防犯・安全対策の強化

子どもに対する犯罪等の被害を防止するため、学校、家庭やPTA等の団体、地域住民、関係各機関等が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境整備を促進します。



No	主な取組	所管課	備考
158	防犯灯、安全灯の整備	安心安全課	
159	防犯パトロール等の実施	安心安全課	

⑧ その他困難な状況に置かれている人々への支援

生活上の様々な困難に直面している人々への支援を行います。

No	主な取組	所管課	備考
160	人権相談・女性の人権ホットラインの周知・広報	市民課	再掲
161	民生委員・児童委員活動事業の実施	保健福祉政策課	
162	弁護士による無料法律相談の実施	総務課	
163	生活困窮者自立支援事業の実施	こども・くらし相談センター	

## 重点課題7

# 男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進

### 【現状と課題】

社会経済情勢の変化に伴い、人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの現場である地域社会を取り巻く状況も複雑化し、住民連帯感や地域社会への帰属意識の希薄化、少子高齢化・人口減少・過疎化の進行により活動が困難となっている地域が存在する等、多くの課題を抱えています。

そうした多様化・複雑化する地域課題を解決し、自治会等地域コミュニティ\*の活動を活力ある持続可能な地域社会の実現につなげるためには、性別に関わらず誰もが地域活動や地域づくりに参画することが必要です。

2021（令和3）年度に実施した市民意識調査によると、地域社会における男女の地位の平等感について「不平等な点がある」と回答した人の割合が53.2%と約半数の方が不平等と感じている結果となっています。また、女性が社会活動や地域活動に参画していく上で必要なこととして、一番多い回答は「男女が共に参画し、協力し合える活動内容にする」であり、約半数がそう答えている状況です。

このようなことから、地域における男女共同参画意識や地域コミュニティ意識の醸成を図るとともに、地域課題の解決に向けた活動を行う人材や団体の育成・支援を行い、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を推進する必要があります。

また、東日本大震災等の検証により災害発生という非常事態における緊急時には、平時の固定的性別役割分担意識が強化され、男性中心で物事が決められ、男女で異なるニーズが把握されず、被災者を更に困難な状況に追い込んでしまうことなどの問題に明らかになってきています。そのため、男性中心の防災分野へ女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう取り組む必要があります。

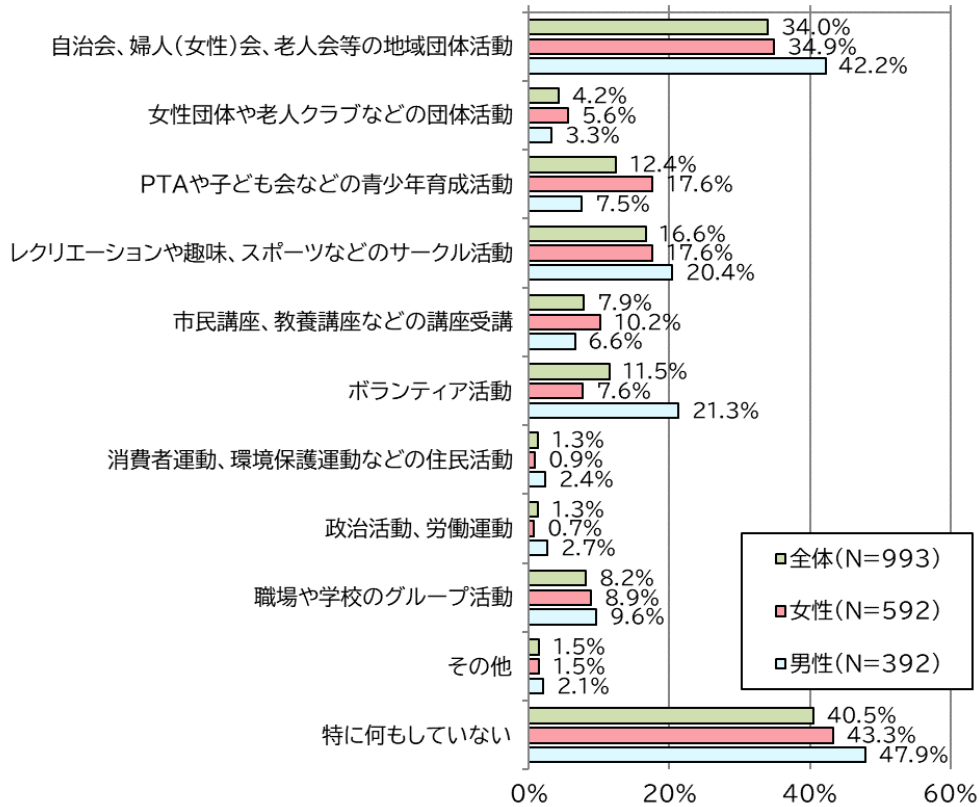
---

#### \*地域コミュニティ

住民の身近な生活圏。都道府県や市町村といった行政区分とは異なる概念。住民の活動を主たる対象とし、

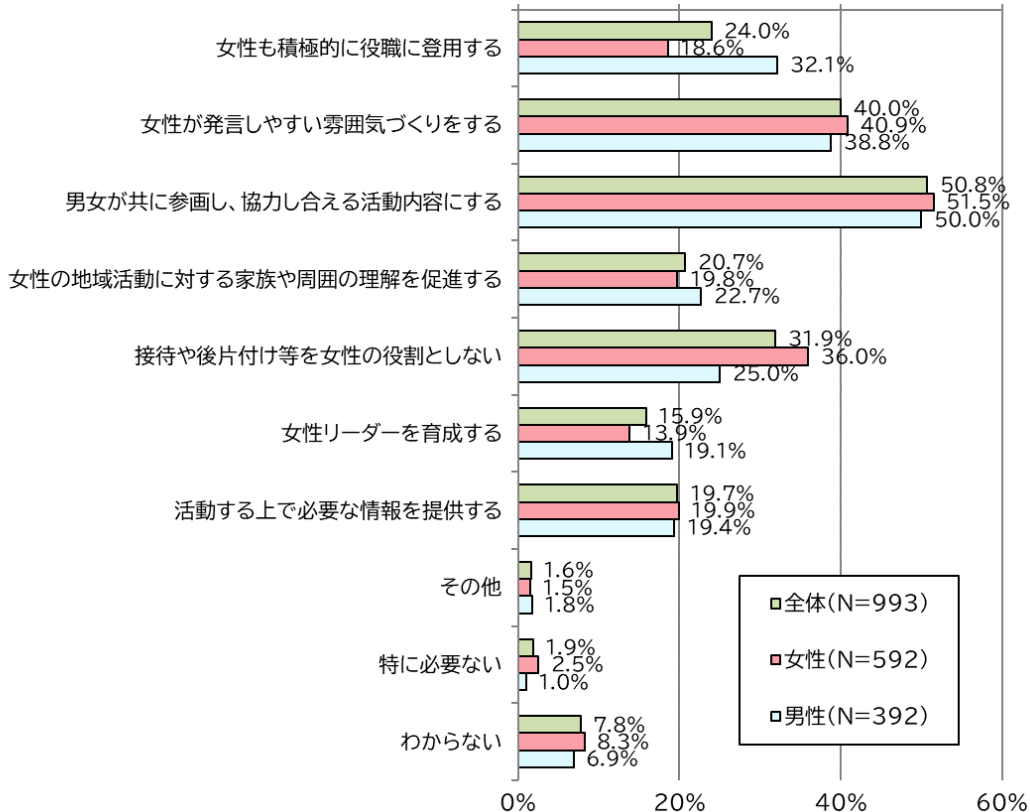
活動に応じて町内会、自治会、校区等様々な範囲が想定される。(国の第4次男女共同参画基本計画)

### ◆社会活動・地域活動への参加状況



資料：2021（令和3）年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

### ◆女性が社会活動・地域活動に参画していく上で必要なこと



**施策の方向（1）地域社会における男女共同参画の推進**

地域で男女共同参画を推進する人材の育成や男女共同参画の視点を取り入れた地域づくりに関する学習機会を提供し、女性や若年層をはじめとした多様な人材の参画を促進します。

**具体的施策****① 地域コミュニティ活動における固定的性別役割分担意識の解消**

地域コミュニティにおいて、性別による固定的な役割分担意識の解消するための意識啓発を推進し、自治会等の役員への女性の登用を促進します。

No	主な取組	所管課	備考
164	男女共同参画に関する地区別セミナー等の開催	市民課	再掲

**② 地域コミュニティ活動に関わるきっかけづくり**

市民一人ひとりが地域の課題解決に積極的に取り組む契機となるよう、情報提供等の支援を行います。

No	主な取組	所管課	備考
165	霧島アカデミー開催事業による学習機会の提供	社会教育課	
166	ボランティア活動の推進	社会教育課	

**③ 地域コミュニティ活動への参加促進のための活動支援**

地域の住民が連携して自らの地域の課題を解決できるよう、男女共同参画の視点を活かした様々な支援を行います。

No	主な取組	所管課	備考
167	自治会への加入促進	市民活動推進課	
168	地域まちづくり支援事業の実施	市民活動推進課	
169	地区活性化支援事業の実施	市民活動推進課	
170	市民活動支援事業の実施	市民活動推進課	

## 施策の方向（２）男女共同参画の視点に立った防災体制づくり及び環境問題の取組の推進

災害発生という非常事態における緊急対応には、日常における性別による固定的な役割分担意識が顕在化しがちです。その背景には、平時における防災の検討や避難所運営など災害の現場における意思決定に女性が参画していないことが挙げられます。

このような問題を解決し、地域における生活者の多様な視点を反映した地域の防災力の向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する取組を推進します。

また、気候変動問題等の環境問題への対応についても、方針決定過程への女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点に立った取組を行う必要があります。

### 具体的施策

#### ① 防災分野における女性の参画拡大

防災分野における女性の参画を拡大します。

No	主な取組	所管課	備考
171	防災会議への女性の参画の拡大	安心安全課	
172	消防吏員の女性受験者拡大に向けた取組	消防局	
173	女性消防団員の確保に向けた取組	消防局	

#### ② 男女共同参画の視点に立った防災及び災害対応

男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するため、男女共同参画の視点に立った防災及び災害対策を推進します。

No	主な取組	所管課	備考
174	防災に関する知識の普及及び自主防災訓練への支援	安心安全課	
175	避難所等への市女性職員の配置	安心安全課	
176	男女共同参画の視点に立った避難所運営の研修	市民課	

#### ③ 環境政策・方針決定過程への女性の参画拡大

持続可能な社会の実現に向けて、気候変動問題等の環境問題への対応において、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、具体的な取組に男女共同参画の視点が反映されるように取り組むことが重要です。

なお、新たな取組であることから、国や県の施策を注視し、主な取組を決定することとします。